

評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規則

施行 平成25年 4月 1日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人救急振興財団（以下「本財団」という。）定款第12条及び第29条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、本財団定款第9条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、地域手当、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、役員等の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員に支給する報酬等のうち報酬及び地域手当は月額とし、毎月支給する。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、賞与を支給する。
- 4 報酬、地域手当及び賞与の年額は、別表第1の範囲内の額とする。
- 5 評議員及び非常勤役員に対して、評議員会及び理事会の出席の対価として、1回の出席に対し1万5千円を支給することができる。
- 6 役員等に対して、本財団より特別の職務として講師又は原稿執筆を委託した場合には謝金を支給することができる。
- 7 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第7条に規定する退職手当を支給することができる。

(報酬)

第4条 常勤役員の報酬の月額は、別表第2に定める額を限度として、当該役員の経歴、勤務状況及びその他の事情等を考慮して理事長が定める額を支給する。

(地域手当)

第5条 常勤役員の地域手当については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の規定の例による。

(賞与)

第6条 常勤役員の賞与は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して、職員の支給定日の例により支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者についても同様とする。

- 2 常勤役員の賞与の額は、給与法に準じて、理事長が定める額を支給する。
- 3 常勤役員の賞与の不支給及び賞与の支給の一時差止めについては、給与法の規定の例による。
(退職手当)

第7条 常勤役員の退職手当は、役員として円満に勤務し、且つ、任期満了又は辞任により退任した者に対して支給し、死亡により退任した者については、その遺族に支給するものとする。

- 2 退職手当は、常勤役員が退職した場合に、在職期間1月につき、その者の退職した日における報酬月額に100分の20を乗じて得た額に相当する金額をその者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。
- 3 常勤役員が、定款第28条第1号の規定により解任されたとき、又は禁固以上の刑に処せられたときは、当該常勤役員には退職手当を支給しない。
- 4 退職手当の支給に係る詳細については、理事長が別に定める。
(報酬及び地域手当の支給日)

第8条 常勤役員の報酬及び地域手当の支給期日は、職員の支給定日の例による。

- 2 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬及び地域手当を支給する。
- 3 常勤役員が退職又は解任により役員でなくなったときはその日まで、死亡したときはその月まで報酬及び地域手当を支給する。
- 4 前2項の規定により報酬及び地域手当を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
(費用)

第9条 本財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員の通勤手当は、職員の通勤手当の例により支給する。
(支給制限)

第10条 常勤役員が他の職に就任し、その職について報酬を受けている場合には、報酬等の全部又は一部を支給しないものとすることができる。

(改正)

第11条 この規則の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第12条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、定款の施行の日から施行する。
- 2 財団法人救急振興財団役員給与規則（平成3年規則第6号）は廃止する。

別表第1

役員の種類	年間支給額
理事長	19,000,000円
副理事長	16,000,000円
専務理事、常務理事 及びその他の理事	15,000,000円

別表第2

役員の種類	報酬の月額
理事長	989,000円
副理事長	839,000円
専務理事、常務理事 及びその他の理事	781,000円

役員報酬等の支給額について

大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例第7条第1項の規定により、令和4年度の役員報酬額及び退職金額を公表します。

1 役員報酬額

役職	常勤・非常勤の別	報酬額	備考
理事長	常勤	18,350,000 円	
副理事長	常勤	15,608,000 円	
専務理事	常勤	14,471,000 円	
理事	非常勤	30,000 円	
理事	非常勤	30,000 円	
理事	非常勤	15,000 円	
理事	非常勤	15,000 円	
監事	非常勤	45,000 円	
監事	非常勤	45,000 円	

2 退職金額

役職	常勤・非常勤の別	退職金額	備考